

多機関共同研究における倫理審査について

○本学が「分担」機関の場合：

主たる研究機関の研究責任者(研究代表者)に一括審査について確認をしてください。

本学から委託できる倫理審査委員会は倫理審査申請システムで選択可能な委員会です。

1. 主たる研究機関の倫理審査申請書類一式を入手します。

2. 倫理審査申請システムから、通常の新規申請と同様に研究内容に応じた委員会(医学系/歯学系)を選択したうえ、審査申込みをします。

【注意】「研究の形態」で「他機関の倫理審査委員会へ審査を委託」を選択し、委託する委員会名を記載してください(§)。

3. 倫理審査を委託し、審査を受けます。

4. 先方の倫理審査委員会から承認通知及び承認された申請書類を受領し、倫理審査申請システムに添付してください。

5. 学内倫理審査委員会での報告後に、本学機関の長の許可が出ます。



7. **本学の研究実施許可書が発行され次第、研究が開始できます**

§ 委託先委員会名がシステムに表示されない場合、当該倫理審査委員会は本学が審査の委託を認めていないため、審査依頼はできません。当該委員会に審査を依頼したい場合には、倫理審査委員会事務局(研究基盤推進課生命倫理グループ)にご連絡ください。生命倫理センター長が判断します。その際の資料として、委員会規則や手順書、委員構成等の必要書類を提出するよう求められます。要請に応じて、必要書類をご準備ください。

※指針では原則一括審査が求められていますが、各研究実施機関での倫理審査を妨げるものではありません。